

耐震改修促進法の改正に伴う国の支援制度について

1. 経緯・背景

南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定では、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されています（南海トラフの巨大地震の被害想定（H24.8内閣府）：建物被害約94万棟～240万棟、死者数約3～32万人）。

その様な社会情勢を背景に、(1) 建築物の耐震化の促進の為の規制強化 (2) 建築物の耐震化の円滑な促進の為の措置 を柱に、本年5月29日に耐震改修促進法が改正・公布されました。

2. 耐震化の為の支援措置

- (1) 耐震診断への支援 (2) 耐震改修への支援 として、平成25～27年度までに行った耐震診断及び耐震改修の費用に対し国及び地方公共団体より補助金が交付されます。
- (2) の耐震改修については、具体的には以下の建築物が交付金の対象となります（住宅は別途）。

建築物の耐震改修、建替え等

（国土交通省資料「住宅・建築物の耐震化に関する国の支援制度（平成25～27年度）」による）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道 ・避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
・多数の者が利用する建築物 （3階建、1,000㎡以上の百貨店等） ・大規模な危険物処理・貯蔵場 ・避難路沿道（密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%

※緊急輸送道路沿道・避難路沿道の建築物は除却費も交付対象

※耐震診断義務付け対象建築物には、別途耐震対策緊急促進事業による補助制度がある。

3. 建築設備（発電設備）との関連について

耐震改修に係る交付金の交付対象となる工事及びその費用は、耐震性能の向上に寄与する工事及び付帯工事となりますが、国土交通省告示（平成18年第184号）では、耐震改修の指針に掲げる工事として建築設備も記載されており、建物の躯体本体と併せて建築設備を改修する場合には、交付対象となります。

発電設備についても本体工事と併せて改修すれば、交付対象となります。

4. 申請・問い合わせ先

詳細内容については、各都道府県の建築行政窓口までお問い合わせ下さい。